



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号  
福岡リート投資法人  
代表者名 執行役員 松雪 恵津男  
(コード番号：8968)

資産運用会社名  
福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号  
株式会社福岡リアルティ  
代表者名 代表取締役社長 松雪 恵津男  
問い合わせ先 財務部長 綾部 博之  
TEL. 092-272-3900

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 28 年 3 月 8 日付日本経済新聞にて公告の通り、平成 28 年 5 月 25 日に第 7 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）を開催する予定であり、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任について本投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記の記載事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

##### 1. 規約変更の主な内容及び理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、第 9 条第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から 25 か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない旨の規定を新設するものであります。（変更案第 11 条関係）
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものであります。（変更案第 30 条第 6 項関係）
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第 3 条に定める特定資産をいいます。以下同じです。）に該当する資産が追加されたことに伴い、投資法人の投資対象の明確化及び拡大をすべく、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を本投資法人の投資対象として追加するため規定を新設するものであります。（変更案第 31 条第 4 項第 16 号関係、変更案第 31 条第 4 項第 17 号関係）
- (4) 分配可能金額の定義について、一般社団法人投資信託協会の規則の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものであります。（変更案第 38 条第 1 号ア関係）
- (5) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等が改正されたことに伴い、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等の留保等の処理ができることを明示するほか、本投資法人における課税負担の軽減を目的として利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とし、また関連する規定を整備するため、規定の変更を行うものであります。（変更案第 38 条第 1 号イ

関係、変更案第38条第2号関係)

- (6) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。  
(規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

## 2 役員選任について

執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び篠原俊の各氏は、平成28年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び川庄康夫の各氏の選任（再任含む）についての議案を提出するものであります。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員古池善司及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任（再任含む）にかかる議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

## 3 本投資主総会に関する日程

- 平成28年4月8日 本投資主総会提出議案の役員会承認
- 平成28年5月2日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
- 平成28年5月25日 本投資主総会（予定）

以上

【別紙】第7回投資主総会招集ご通知

\*本資料の配布先

兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ

\*本投資法人のホームページアドレス <http://www.fukuoka-reit.jp>

(証券コード 8968)

平成28年5月2日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

福岡リート投資法人

執行役員 松雪恵津男

## 第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、第9条第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない旨の規定を新設するものであります。（変更案第11条関係）
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものであります。（変更案第30条第6項関係）
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。以下同じです。）に該当する資産が追加されたことに伴い、投資法人の投資対象の明確化及び拡大をすべく、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を本投資法人の投資対象として追加するため規定を新設するものであります。（変更案第31条第4項第16号関係、変更案第31条第4項第17号関係）
- (4) 分配可能金額の定義について、一般社団法人投資信託協会の規則の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものであります。（変更案第38条第1号ア関係）
- (5) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等が改正されたことに伴い、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等の留保等の処理ができることを明示するほか、本投資法人における課税負担の軽減を目的として利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とし、また関連する規定を整備するため、規定の変更を行うものであります。（変更案第38条第1号イ関係、変更案第38条第2号関係）
- (6) 上記のほか、表現の変更、統一及び明確化その他の整備、字句の修正並びに条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 資産運用</p> <p>(投資態度)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>2. ～ 5. (記載省略)</p> <p>6. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める不動産等（<u>不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下本項において同じ。）</u>、<u>不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）</u>の価額の割合が100分の70以上となるようにする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 投資主総会</p> <p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。<u>ただし、第9条第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 資産運用</p> <p>(投資態度)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>(削除)</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>2. 不動産等とは、不動産等資産に加え次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。但し、不動産等資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) ～(4) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～(8) (記載省略)</p> <p>(9) 投資法人債券(投信法第2条第18項に定めるものをいう。)</p> <p>(10) ～(15) (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. (記載省略)</p> <p>(1) ～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含む。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p>	<p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 不動産等とは、不動産等資産に加え次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。ただし、不動産等資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) ～(4) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、上記に掲げる資産を投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 投資法人債券(投信法第2条第19項に定めるものをいう。)</p> <p>(10) ～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16) 再生可能エネルギー発電設備(投信法施行令第3条第11号で定めるものをいう。)</u></p> <p><u>(17) 公共施設等運営権(投信法施行令第3条第12号で定めるものをいう。)</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(1) ～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含む。)第2条第6項に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(組入資産の貸付等及び第三者のための担保提供)</p> <p>第33条 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うこと、又は運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。但し、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うこと、又は本投資法人が当該不動産を当該信託の受託者から借り受け、第三者との間で、運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。</p> <p>2. ～4. (記載省略)</p>	<p>(7) (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(組入資産の貸付等及び第三者のための担保提供)</p> <p>第33条 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うこと、又は運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。ただし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うこと、又は本投資法人が当該不動産を当該信託の受託者から借り受け、第三者との間で、運営委託契約を締結して委託を行うことを原則とする。</p> <p>2. ～4. (現行どおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第137条第1項に定める利益の金額</u> (以下「分配可能金額」という。) は、<u>わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益</u> (決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額 (純資産額) から出資総額及び出資剰余金並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。) とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>ア. 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益 (以下「分配可能金額」という。) は、<u>投信法第136条第1項に規定する利益</u> とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>イ. 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p>	<p>イ. 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>等を含む。）に定める範囲内で、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) ～(5) （記載省略）</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、<u>本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合</u>又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（<u>投信協会規則</u>等を含む。）に定める範囲内で、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって、<u>利益を超えて金銭の分配</u>をすることができる。</p> <p>(3) ～(5) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第11章 附則</p> <p><u>(改正の効力発生)</u></p> <p><u>第45条 第6条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p> <p><u>2. 第9条にかかる改正は、投資主総会の招集公告の省略を認める旨を定める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p><u>本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第11章 附則</p> <p><u>(削除)</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員の松雪恵津男は、平成28年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成28年5月29日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成28年4月8日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

なお、本議案において、執行役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成28年5月29日より2年間となります。

執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
松 雪 恵 津 男 (昭和30年8月5日生)	昭和55年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 平成16年6月 同行人事部 参事役 平成17年4月 同行管理部長 平成18年7月 福岡地所株式会社出向 開発事業本部副本部長 平成21年7月 福岡地所株式会社入社 同社執行役員 開発事業本部副本部長兼ビル事業部長 平成22年8月 同社執行役員 経理部長兼総務部・財務部担当 平成23年6月 株式会社福岡リアルティ常務取締役企画部長 平成24年1月 福岡地所株式会社常務執行役員 平成24年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長（現職） 平成26年5月 福岡リート投資法人執行役員（現職）

- ・ 執行役員候補者松雪恵津男は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員新道弘康及び篠原俊の両氏は、平成28年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、平成28年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第23条の定めにより、選任される平成28年5月29日より2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	新道弘康 (昭和20年3月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録 昭和60年4月 九州弁護士連合会事務局長 昭和61年4月 新道法律事務所開設(現職) 平成2年4月 九州弁護士連合会広報委員長 平成8年4月 福岡県弁護士会懲戒委員 平成16年7月 本投資法人監督役員 平成18年7月 本投資法人監督役員退任 平成22年11月 本投資法人監督役員(現職)
2	川庄康夫 (昭和22年1月11日生)	昭和55年8月 公認会計士・税理士登録 昭和56年1月 川庄公認会計士事務所開設(現職) 昭和62年12月 株式会社クリエイティブ マネージメント コンサルタンツ設立(現職) 平成5年2月 株式会社福岡県人事研究所(現KS人事研究所)設立(現職)

- ・ 本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。



#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員八木聖二の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成28年4月8日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
古池善司 (昭和37年10月11日生)	昭和63年4月 株式会社福岡相互銀行(現 株式会社西日本シティ銀行) 入行 平成3年8月 福岡地所株式会社入社 平成21年4月 同社地域開発事業本部部長 平成23年8月 同社商業事業本部チャンネルシティ博多担当部長 平成24年6月 同社社長室長兼総務部長 平成25年6月 同社執行役員社長室長 平成25年8月 株式会社チャンネルエンターテイメントワークス 代表取締役社長 平成27年8月 同社代表取締役社長退任 平成27年8月 福岡地所株式会社執行役員 本社管理部門担当(現職)

- ・ 本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

**第5号議案 補欠監督役員1名選任の件**

補欠監督役員三嶋良英の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
三嶋良英 (昭和44年4月12日生)	平成6年10月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成10年8月 アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所(現 KPMG 税理士法人) 入所 平成11年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成12年5月 公認会計士登録 平成19年5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 平成19年8月 税理士登録 平成21年6月 株式会社ジャルコ 監査役 平成22年6月 同社取締役(現職) 平成23年10月 JALCOホールディングス株式会社 取締役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

## 第7回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
TEL 092-282-1234  
グランド・ハイアット・福岡  
2階 サボイ



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。